２０２６年１１月　第３２９号



労政ニュース

編集・発行　東大阪市荒本北１丁目１番１号　東大阪市役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室　TEL 06-4309-3178　FAX 06-4309-3846

会社･お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりーと共済』に
ゆとりーと共済事務局
TEL 06-4309-2315

1 ◆大阪労働局からのお知らせ◆

11月は『労働保険未手続事業一掃強化期間』です！

『事業主の皆さま、労働保険の成立手続きはおすみですか？』

～労働者を一人でも雇用していれば、労働保険（労働保険・雇用保険）に加入する必要があります～

※改正労働者災害補償保険法の成立により、これまで労災保険の適用が任意だった農林水産業の小規模な個人経営事業の一部が、令和８年７月17日の公布から５年以内に政令で定める日以降、全面適用となります。

☆お問い合わせ☆
大阪労働局　労働保険適用・事務組合課
TEL　06−4790−6340

詳しくはこちら





2 ～誰もが働き、暮らし続けていける「持続可能な社会」を目指して～

第21回『はたらく・くらすフォーラム』開催のお知らせ

「はたらく・くらすフォーラム」は、地域において障害に対する理解や認識を深め、誰もが働き暮らしやすい社会を目指すことを目的とした啓発事業です。

今回はヤンマーシンビオシス株式会社をお招きし、社員一人ひとりが安心して働き、自らの力を発揮し続けることができる「職場づくり」や「仕組み」について、実際に活躍されている当事者の体験談を交えて、ご紹介します。

皆様のご参加をお待ちしております。

日　時　2026年12月2日(水)10:00～15:30(9:30～受付)　**参加費**　無　料(手話通訳あり)

会　場　クリエイターズプラザ（東大阪市荒本北1-4-1 クリエイション・コア東大阪南館３階）

第１部　**「障害者就職面接会」** 10:00～13:00(9:30～受付／12:00 受付終了)

●求人企業の面接担当者が一堂に集まって面接を行います。 ●希望する企業分の応募書類をお持ちください。
●求人企業への直接のお問い合わせはご遠慮ください。
※面接会希望の求職者の方は、**事前に最寄りのハローワーク**で求職登録の上、お申込みください。(先着順)
詳しくはお問い合わせください👉 **TEL 06-6782-4221(43＃)（ハローワーク布施専門援助部門）**

第2部　**「講 演 会」** 13:30～15:30(13:00～受付)

講師：ヤンマーシンビオシス株式会社
取締役 大阪事業部長／健康・サポート室
室長 **平野 智久** 様

① **「ヤンマーシンビオシス株式会社 ～長く働き続ける視点から～」**

ヤンマーシンビオシス株式会社は、社名が意味する「共生」の通り、自然や地域、多様な人々が共に活き、支え合う社会の実現を目指す、ヤンマーグループの特例子会社です。大阪・尼崎・滋賀の各拠点で、オフィスや工場の清掃、社内便の仕分け、文書の電子化や名刺印刷、さらにはエンジン部品の検品・梱包に至るまで、グループ内の幅広い業務を担っています。また、アビリンピック出場や資格取得の支援など、社員が挑戦し共に成長できる仕組みが構築されています。加えて、作業療法士をはじめとする専門職によるサポート体制も充実しており、社員一人ひとりが力を発揮し、安定して働き続けられる環境が整っている企業です。

② **「就労中の方の体験談」**

講師：ヤンマーシンビオシス株式会社 **立花 勇二** 様
取締役 大阪事業部長／健康・サポート室 **室長 平野 智久** 様

⬇《 はたらく・くらすフォーラム 第２部「講 演 会」事 前 参 加 申 込 書 》⬇

東大阪市障害者就業・生活支援センターJ-WATまで、FAX もしくは電話にてお申し込みください。
FAX 072－975－5718　　TEL 072－975－5711
（申込先着順：定員100名） FAX からお申し込みの方は下記にご記入の上お送りください。
※J-WAT のホームページからも申込可⇒⇒⇒ http://www.hsj.or.jp
※講演会の講師への事前質問も受け付けておりますので、申し込みの欄にご記入下さい。

申し込みはこちらから！

所属名		電　話	
お名前		参加予定人数	名
ご質問			

※ご記入いただいた個人情報は、安全かつ適切に管理し当フォーラムの登録手続き及びご本人への連絡にのみに使用します。

3 令和8年度 東大阪市モノづくり若年者等就業支援事業

〈中河内地域労働ネットワーク事業〉

参加企業募集!!

＼東大阪市／

モノづくり企業 合同就職説明会・面接会

会場で企業ごとにブースを構え、求職者と直接面談して頂きます。

これからの人材確保に役立てるためにご参加ください

日 時	2027年2月25日(木) 13 時～16時
主 催	◇東大阪市・東大阪商工会議所 ・ハローワーク布施◆協力/大阪府
会 場	東大阪商工会議所本所本館 4階大会議室(東大阪市永和2-1-1 /JR・近鉄河内永和駅東側スグ)
対 象	東大阪市内に主たる事業所のある企業
定 員	30社(予定)
参加費	無 料
申 込	下記申込書に記入し、FAX にて申込み
締 切	2026 年12月 4 日(金)
参加の決定	正社員・未経験者・年齢不問の採用を優先するなど、求人内容を考慮し、参加企業を決定致します。参加の可否については申込締め切り後にご連絡致します。

〈 お 申 し 込 み か ら の 流 れ 〉

① お申込み後、参加可否の通知をご連絡致します。(2026 年 12 月中旬)
② 参加頂く企業には、2027 年 1 月上旬までにハローワーク布施へ求人申込をしていただきます。
その求人票(1 社 2 件まで)内容を開催当日に入場者に配布するガイドブックに掲載致します。
③ 当日会場にて求職者と面談を行って頂きます。

★申込み・問合せ★ 東大阪商工会議所 振興部 **FAX 06-6725-3611** TEL 06-6722-1151

東大阪モノづくり企業合同就職説明会・面接会 参加申込書

事業所名		所在地	(〒 -)
ご担当者氏名		役 職	
TEL		FAX	
e-mail		雇用保険適用事業所番号	
事業内容			
求人募集内容記載にあたっての注意事項	・申込み多数の場合、下記求人内容をもとに参加企業を決定致します。 ・労働施策総合推進法に基づき、原則、年齢制限を設けることができません。		

募集内容 各種条件については該当項目に〇を付けて下さい。	募集職種			
	募集人数	人	勤務地	
	各種条件	<雇用形態> 正社員 ・ パート ／ <経験> 要 ・ 不要 ／ <資格> 要 ・ 不要 <年齢制限> 無 ・ 有(歳以下) ／ <2027 年 3 月卒採用> 可 ・ 不可		
	募集職種			
	募集人数	人	勤務地	
	各種条件	<雇用形態> 正社員 ・ パート ／ <経験> 要 ・ 不要 ／ <資格> 要 ・ 不要 <年齢制限> 無 ・ 有(歳以下) ／ <2027 年 3 月卒採用> 可 ・ 不可		

※ご記入頂いた情報は主催者からの連絡・情報提供のため、利用することがあります。

育児や介護をしながら働く従業員を支援する 中小企業が利用できる 助成制度 をご存じですか？

育児や介護と仕事の両立は、従業員の採用や定着に関わる経営上の重要な問題となっています。令和７年10月に施行された改正育児・介護休業法では、３ 歳から小学校就学前の子を養育する労働者に、法律で定められた選択肢の中から ２ つ以上の制度を企業が選択して措置する必要があります。対象となる労働者は、その中から希望する措置を１つ選んで利用できます。

そして、両立支援等助成金は、法律で義務付けられた制度の導入など職場環境づくりに取り組む中小企業が利用できる助成金です。

▶ 【両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）の概要】

主な要件	助成額	助成の人数・回数
☑ 導入した柔軟な働き方制度の数に応じて		
◎3 つ以上の制度導入し、対象労働者が制度を利用した場合	20万円	１事業主５人まで
◎4 つ以上の制度を導入し、対象労働者が制度を利用した場合	25万円	
☑ 法で求める内容を上回る有給の「子の看護等休暇」を導入し利用した場合	30万円	１事業主１回限り
☑ 中学校修了までの子を養育できる制度加算	20万円加算	１事業主１回限り
☑ 障害児等を養育できる制度加算	20万円加算	１事業主１回限り
☑ 育児休業等に関する情報公開加算	2万円加算	１事業主１回限り

▶ 【柔軟な働き方選択制度とは】

制　度	概　要
◎フレックスタイム制度	労働基準法の規定による制度であって、清算期間における総労働時間を短縮することなく利用できること
◎時差出勤制度	始業・終業時刻を１時間以上繰り上げ・繰り下げできること
◎育児のためのテレワーク等	週または月当たりの勤務日の半数以上利用できること
◎柔軟な働き方を実現するための短時間勤務制度	所定労働時間を１日１時間以上短縮する制度であること
◎保育サービスの手配及び費用補助	所定労働時間を変更することなく利用できる制度であること
◎養育両立支援休暇制度	有給の休暇として、１年度あたり 10 日以上付与される制度であること

▶ 【両立支援等助成金は他に次のコースがあります。】

コース	要件	助成額
出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）	育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、男性労働者が育児休業を取得	1人目 20万円、2･3人目 10万円 育休取得率アップで 60万円
介護離職防止支援コース	円滑な介護休業の取得･職場復帰に取り組み、 ①労働者が介護休業を取得 ②介護両立支援制度を利用 ③介護休業取得者の業務代替支援を実施 ④介護休暇制度を有給化し労働者が利用	① 介護休業を取得＆職場復帰 40万円 ② 介護両立支援制度の導入＆利用 20万円、25万円 ③ 業務代替支援要員の新規雇用または派遣受入 20万円、介護休業取得者の業務代替者に手当を支給 5万円、3万円 ④ 有給の介護休暇制度の導入＆利用 30万円
育児休業等支援コース	円滑な育児休業の取得･職場復帰に取り組み、労働者が育児休業を取得	育休取得時 30万円 職場復帰時 30万円
育休中等業務代替支援コース	① 育児休業取得者の業務代替者に手当を支給 ② 育児休業取得者が短時間勤務制度を利用し、業務代替者に手当を支給 ③ 育児休業を取得する労働者の代替要員を新規雇用または派遣受入で確保	①業務体制整備費最大20万円 ＋業務代替手当支給額の3/4（最大 240万円） ②業務体制整備費最大 20万円 ＋業務代替手当支給額の3/4（最大 180万円） ③最長（1年以上） 81万円
不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース	不妊治療、月経や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それぞれに対応する両立支援制度を労働者が利用	① 不妊治療のための両立支援制度を5日(回)利用 30万円 ② 月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用 30万円 ③ 更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用 30万円

お問合せ 大阪労働局雇用環境･均等部 企画課
Tel 06−6941−4630

詳しくはこちら（PDF）👇

